

大和市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、さんご接骨院における通所型介護予防事業・心身機能向上講習（さんご接骨院）の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年5月2日

大和市長 大 木 哲

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 受託者の名称 | さんご接骨院
代表 山後 恭一 |
| 2 受託者の所在地 | 大和市南林間一丁目18番3号 |
| 3 委託期間 | 平成28年4月25日から平成29年3月31日まで |